

受
20.3.30
付

No.局19-061

災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領細則（包括許可基準）新旧対照表

改正案	現行
<p>令和元年8月9日 制定（国空航第954号） <u>令和2年3月26日 改正（国空航第3472号）</u></p> <p style="text-align: center;">航空局安全部運航安全課長</p> <p>災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領細則（包括許可基準）</p> <p>4. 許可基準 4. 5. 救援活動にあたっての連絡等 (1) 運航者は、救援活動を行うにあたっては、当該都道府県の災害対策本部に救援内容や活動場所等について連絡のうえ実施すること。そのため、あらかじめ各都道府県の災害対策本部の連絡先を把握しておくこと。 (2) 救援活動時においては、<u>可能な限り都道府県の災害対策本部と情報を共有し、関係機関と連携・調整を図りながら活動すること。</u> (3) このため、運航者は、救援活動時は常に都道府県の災害対策本部や関係機関との連絡が取れる体制を有していること。 (4) 運航マニュアルに、救援活動を実施する場合の当該都道府県の災害対策本部との連携・連絡の方法、連絡先、常時連絡が取れる体制の内容等を規定すること。</p> <p>6. 許可手続 許可を行う場合は、許可条件として、以下を付記すること。 ア. 運航マニュアルを遵守すること。 イ. 申請内容や運航マニュアルの内容を変更する場合には、直ちに報告の上、新たな申請を行うこと。 ウ. <u>包括許可に基づく運航を行った場合には、当該運航を行った日から1ヶ月以内に実績を報告すること。</u> エ. 万一の際に十分な補償に対応できる航空保険に加入していること。 オ. 許可基準、許可条件、運航マニュアル、<u>関係機関との連携・調整において重大な支障が生じた場合その他運航の安全又は地上の人若し</u></p>	<p>令和元年8月9日 制定（国空航第954号）</p> <p style="text-align: center;">航空局安全部運航安全課長</p> <p>災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領細則（包括許可基準）</p> <p>4. 許可基準 4. 5. 救援活動にあたっての連絡等 (1) 運航者は、救援活動を行うにあたっては、当該都道府県の災害対策本部に救援内容や活動場所等について連絡のうえ実施すること。そのため、あらかじめ各都道府県の災害対策本部の連絡先を把握しておくこと。 (2) 救援活動時においては、<u>都道府県の災害対策本部の統制下において、関係機関と連携・調整を図りながら活動すること。</u> (3) このため、運航者は、救援活動時は常に都道府県の災害対策本部や関係機関との連絡が取れる体制を有していること。 (4) 運航マニュアルに、救援活動を実施する場合の当該都道府県の災害対策本部との連携・連絡の方法、連絡先、常時連絡が取れる体制の内容等を規定すること。</p> <p>6. 許可手続 許可を行う場合は、許可条件として、以下を付記すること。 ア. 運航マニュアルを遵守すること。 イ. 申請内容や運航マニュアルの内容を変更する場合には、直ちに報告の上、新たな申請を行うこと。 ウ. <u>3ヶ月毎に実績を報告すること。</u> エ. 万一の際に十分な補償に対応できる航空保険に加入していること。 オ. 許可基準、許可条件、運航マニュアル、<u>関係機関との連携に関する合意に抵触する場合その他運航の安全又は地上の人若しくは物件の</u></p>

くは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たな条件を付すことがある。

附 則（令和元年8月9日）

この細則は、令和元年8月9日から適用する。

附 則（令和2年3月26日）

この細則は、令和2年3月26日から適用する。

安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たな条件を付すことがある。

附 則

この細則は、令和元年8月9日から適用する。